

1 開会 (略)

2 挨拶 (略)

3 協議

(1) 説明事項

① 令和8年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業（追加補正分）について
○議長（菅原由和君） 早速、3の協議に入ります。

(1)、説明事項の①、令和8年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業（追加補正分）について、説明をいただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） この案件について、まず、経過について私から説明いたします。

1月16日の臨時議会でご議決いただきました令和7年度実施事業に加えまして、今般、令和8年度において実施しようとする事業を選定いたしました。

2月定例会に補正予算を追加提案したいと考えております。

以下、表にありますがこれは、おさらいの意味も含めてということでございまして、国から示された交付金の限度額が14億7,000万円あまり、それからまだ充当していない、活用できるものが4億3,600万円ということの表でございます。

これを生かして、令和8年度の組立てということになります。

2番以降、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 説明をさせていただきます。

資料ナンバー1の2番以降になります。

事業選定の考え方ですけれども、これまで説明してまいりました内容と同様でございます。

前回の全員協議会でも触れておりますので、今回は説明を省略させていただきまして、3番の令和8年度追加補正分の実施予定事業の説明をしたいと思います。

国の総合経済対策の趣旨等を踏まえまして、生活者支援、事業者支援とも既に予算化している事業でカバーできていない範囲、あるいは、国、県、各種団体等と連携、協調する事業といたしまして、以下のとおり、生活者支援として6事業、事業者支援として5事業の計11事業を実施しようとするものです。

事業ごとの内容につきましては、後程一覧表にて説明いたします。

次に、今後のスケジュールでございます。

本日以降の部分でございますが、今期定例会最終日に補正予算案、それから、関連条例の改正案がございますので、こちらを提案し、議決をいただきましたならば、各所管課において新年度から速やかに事業着手できるよう準備をしてまいりたいと考えております。

資料ナンバー1の説明は、以上となります。

それでは、今回選定した交付金活用事業の概要について説明をいたしますので別紙1をお開きいただきたいと思っております。

別紙1の一覧表、左端の列にございます事業ナンバーの順に、説明をしてみたいと思います。初めに、事業ナンバー1は、政策企画部所管の事業者支援で、地域公共交通EV等導入支援事業です。

この事業は、市内のバス、タクシー事業者が直面している燃料、物価高騰の影響緩和のため、国、県と協調して、乗合バス事業者、タクシー事業者等がEV、EVというのは電気自動車という意味ですけれども、EVバス、EVタクシー等を導入する際の経費を支援しようとするもので、事業費3,500万円に対しまして、交付金活用額は、2,000万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー2は、総務部所管の生活者支援で、証明書コンビニ交付手数料減額事業です。

この事業は、マイナンバーカードを用いたコンビニエンスストア等での証明書交付サービスで交付可能な証明書の発行手数料を1通当たり10円に減額することで、物価高騰に直面する生活者の支援を行うとともに、マイナンバーカードの普及促進を図ろうとするもので、事業費844万1,000円に対し、交付金活用額は、420万円を見込んでおります。

なお、先ほど関連条例の改正案とお話をしましたがけれども、本事業の実施に当たりましては、奥州市手数料条例の一部改正が必要となりますことから、予算措置と合わせて、手数料条例の一部改正案を追加提案する予定としております。

次に、事業ナンバー3は、商工観光部所管の事業者支援で、中小企業者・小規模事業者設備導入支援事業です。

この事業は、市内の中小企業者、小規模事業者の生産性向上に資する設備投資を支援し、付加価値の創出と経営基盤の強化を図るとともに、持続可能な事業運営の実現を図ろうとするもので、事業費1億6,000万円に対し、交付金活用額は、1億2,000万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー4は、農林部所管の事業者支援で、兼業農家等機械導入支援事業です。

この事業は、市内の農業経営体に対し、農業機械購入費を補助することで、農業機械更新のタイミングでの離農並びに当該離農に伴う耕作放棄地の増加を抑制しようとするもので、事業費5,000万円に対し、交付金活用額は、3,500万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー5は、同じく農林部所管の事業者支援で、スマート農業機械等導入支援事業です。

この事業は、生産コストの負担軽減を図るため、主食用米の生産拡大に必要なスマート農業機械等の導入費を補助することで、スマート農業機械による作業の効率化、省力化を進め、主食用米の生産基盤確立につなげようとするもので、事業費2,000万円に対し、交付金活用額は、1,500万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー6は、福祉部所管の事業者支援で、福祉施設等に対する物価高騰支援金交付事業です。

この事業は、市内の福祉施設等における光熱水費、食材料費のかかり増しに対する支援を行うことで、介護サービス等の維持及び事業の継続を図ろうとするもので、事業費6,564万9,000円に対し、交付金活用額は、4,500万円を見込んでおります。

事業ナンバー7からナンバー9までは、いずれも健康こども部所管の生活者支援となります。

事業ナンバー7、こども食堂食料品等価格高騰支援事業は、こども食堂を開設する団体に対し、高騰している食材費等を補助することにより、こども食堂の開設の維持及びこどもの居場所の確保を図ろうとするもので、事業費60万円に対し、交付金活用額は、40万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー8、放課後児童クラブ価格高騰支援事業は、市内の放課後児童クラブ運営事

業者に対し、高騰している教材等の購入費を補助することで、放課後児童クラブの安定した経営を支援しようとするもので、事業費120万6,000円に対し、交付金活用額は、80万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー9、教育・保育施設等給食提供支援事業は、市内の教育・保育施設における物価高騰の影響により、かかり増ししている給食費を補助することで、保護者並びに施設運営事業者の負担軽減を図ろうとするもので、事業費1,501万8,000円に対し、交付金活用額は、1,200万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー10及びナンバー11は、関連する事業として一体的に実施する事業となります。事業ナンバー10は、上下水道部所管の生活者支援で、水道料金負担軽減事業です。

この事業は、市水道に加入している世帯、事業者等に対し、水道料金の月額基本料5か月分を減額することで、家計等の負担を軽減し、消費の下支えを図ろうとするもので、事業費2億8,000万3,000円に対し、交付金活用額は、1億6,861万2,000円を見込んでおります。

最後に、事業ナンバー11は、政策企画部所管の生活者支援で、市水道未加入世帯生活支援事業です。

この事業は、ナンバー10の水道料金負担軽減事業で支援を受けられない市水道未加入世帯に対し、水道料金の減額と同程度の支援をすることで、同様に家計等の負担を軽減し、消費の下支えを行おうとするもので、事業費2,358万6,000円に対し、交付金活用額は、1,500万円を見込んでおります。

以上が今議会最終日に追加提案を予定しております、国の総合経済対策に基づく令和8年度追加補正予算分の重点支援地方交付金活用事業の概要となります。

なお、本日は、先に議決いただいた令和7年度実施分、それから、令和8年度当初予算分の交付金活用事業と合わせまして、当市に配分された重点支援地方交付金、14億7,200万円の活用全体像を国が示す推奨事業メニューの区分ごとに分類した一覧表を別紙2としてお示ししております。

記載の内容につきましては、再掲となりますことから、改めての説明は省略させていただきますので、こちらはご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

事業ナンバー2、コンビニ交付手数料減額事業についてお伺いします。

こちら、内容は分かるんですが、積算で交付枚数が前年度比20%増見込と書いているんですけども、そもそもこの母数というか、基準の枚数はいくらでしょうか。

それから、システム改修委託料は、実際いくらかかるのか説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 交付枚数の母数ですが、10か月分で6万2,573枚ということでございます。こちらは、令和7年度、2万5,660枚ということで41%がコンビニ交付の割合ということになってはいますが、こちらの方は約20%増、63%になると計算しまして3万9,236枚に増加するというような見込みで枚数を計算しています。

システム改修費は、コンビニ交付の機器ですが、98万5,000円となっております。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。3点お伺いします。

1番のEVバスとタクシーですけれども、これは、既にこの導入の計画はあるということを当局では承知をしているのかどうかを伺います。

2点目は、手数料条例の改正ですけれども、これは別表か何かにある手数料を、附則か何かで期間限定で減免するという付記する改正なのかどうかを伺います。

3点目は3番、中小企業者と小規模事業者の縦分けはどうやっていくのか伺います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは私からは、EV等の導入支援に関しまして導入計画があるかということですが、こちら市内の路線バス事業者、あるいはタクシー事業者に聞き取りを行っております、こちらの計画があるということでございます。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 手数料条例の内容でございます。

お見込みのとおり、附則で令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間における自動交付機の手数料を1枚につき200円を10円にするということで、期間を限定して改正するものでございます。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 中小企業者と小規模事業者の立て分けというか、区切りということですが、こちらは、中小企業基本法第2条第1項で中小企業者、第2条第5項で小規模事業者という定義がございますので、法律に則ってということでございます。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

同じく3番の中小企業者、小規模事業者のところ、その効果のところに書いてある賃上げとか設備投資とかそういうことをやった事業者には補助は出ないものなのか、単に、物価高騰とかで大変だということでの申請は認められないのか、というのが1点。

それから、これは、上限、下限がありますけれども、この予算でいたい何件ぐらいの事業者を想定しているのか、という2点をお伺いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 今回、あくまでも設備投資の補助ですので設備投資をされる方が対象となるということです。目的としましては、賃上げ支援を別に行いますけれども、やはり企業の継続的な賃上げを実現するためには、設備投資等を行って、企業の生産力、生産性向上、あるいは効率化等を行って企業の体力を付けていく必要があるということで、賃上げ支援と今回の設備投資、両面で支援をしていくという流れでございます。

それから、予算額に関しましては、中小企業者が約1億円、小規模事業者が約5,000万円という範囲内の交付ということですので、ちょっと何件というところは、それぞれの投資額の多寡があるのでそこは想定してございませんが、ただ中小企業者と小規模事業者の予算額は様子を見ながらという予定でございます。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 今回の内容は分かったんですけれども、例えば、従業員を雇わない家族経営のような小さな事業所もたくさんあるんですけれども、設備投資にも至らずに、物価高騰で、仕入価格から光熱費やらで廃業ということもたくさん聞こえてくるわけですが、そういうようなプログラムは想定はされなかったんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 今回のメニューにつきましては、繰り返しになりますが設備投資に関するものということで、その他に賃上げとか、あとはP a y P a yであるとか、いろんな総合的な事業で経済の活性化を図っていくという狙いで、今回は組み立ててございます。

○議長（菅原由和君） 17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番、千葉敦です。

同じく3番の中小企業者・小規模事業者設備導入支援事業ですけれども、この各種設備投資というものは、具体的にはどの辺まで、あるいはどのようなものまで認められるのか、想定がありましたらお願いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 現在、制度設計については調整中でございますし、商工団体の意見を聞きながら、今調整しているところでございますが、なるべく広範に拾っていきたい、対象にしていきたいと考えておまして、まず、具体的には省エネ設備であったり、生産性を向上するようなもの、あとは店舗の改装であるとか、そういった辺りまでカバーできればということで現在調整中です。

○議長（菅原由和君） 14番、高橋浩議員。

○14番（高橋浩君） 14番、高橋浩です。

1番のうち、地域公共交通の支援事業でお尋ねします。

確認ですが、これは各振興会等でやっています地区内交通ですとか、そういうところは事業対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか、その確認です。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） この事業の対象ということですが、基本的には乗合バス事業者、それから、タクシー事業者を想定しているものでございまして、地区内交通につきましては、こちらはいわゆる白ナンバーといいますか、通常の自家用自動車を使つての運送ということになっておりますので、そうではなくて営業用の車両ということでの組み立てをしております。以上です。

○議長（菅原由和君） 4番、門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君） 4番、門脇です。4番と5番、農林部についてお伺いします。

まず、4番の①の対象者、年齢制限はないようですが、特に高齢の方、今年はやる気はあるんだけど、買ったけれども来年できなかったとかということを考えると、何かの計画書とかが必要なのか伺います。

続きまして、5番の③、経営の内容に関してですが、今回、乾田直播という乾田という文字が書いています。これは、一般に今、流行っている代かきまでする湿田というか、水張りの直播には、利用できないのかということを知りたいと思います。

なぜかと言いますと、多分、乾田の場合は、黄粃で播種というのはあると思うんですが、水田に水張りしたのに関しては、鉄コ（鉄コーティング湛水直播栽培）や黒鉄（鉄黒コート）、リゾケアとか、いろいろやる方法があると思うんですが、そういう加工用機械を買うというのに対応できるのかどうかをお聞きします。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） まず、1つ目の兼業農家の支援ですけれども、特段、ぎっちりとした計画書というものは想定していませんが、ただ、ある程度、どの程度使うかとかという簡易的なものは必要かなと考えています。

それから、2件目のスマート農業の方ですが、今のところは乾田直播ということのみの対象ということでは検討していますが、議員おっしゃるのもそのとおりですので、ちょっとまだ出発まで時間がありますのでちょっとその辺は改めて検討したいと思います。

○議長（菅原由和君） 門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君） ありがとうございます。

4番の方についてですが、もしやれないってなったとき、体力的に無理だとなったときに何かペナルティがあるのかどうかをお伺いします。

5番に関してですが、この乾田直播は、令和7年度に試験的にやったということで、収穫量や雑草問題等の大きい問題も出たように報告を聞いている中で、今今やってください、今年、組みましたから8年にお使いくださいっていうのは、組織の運営上も大変忙しく感じるんですけども、もう少し周知の期間とか、検討する期間があってもいいように感じましたがその辺をお聞きます。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 兼業農家の方のペナルティがあるかということですが、基本あります。

中古でもOKと想定していますが、一般的に、農業機械は、耐用年数が7年ということですので、その7年を過ぎたものの中古を買う場合は、最低2年間と位置付けようと今検討中です。ただ、2年間経たないうちに、例えば1年なり、買ってすぐ壊れちゃったから廃棄しましたなんていう場合は、基本、補助金返還を想定しております。

それから、次の乾田直播について、もうちょっと周知時期があっていいんじゃないかということですが、これは、国の交付金を特定財源にしておりますので、国はこれは、補正予算で措置したお金になりますから、9年度への繰越しはできませんので、令和8年度中ということになります。

なお、収穫量とか雑草に課題があるというのはそのとおりですけども、全国の事例を見ると、普通に田植えをしたよりも収穫量があるというところもあります。

要は、栽培技術の問題ですので、その辺をこの間もちょっとメーカーさん等といろいろ相談したんですが、南股で来年度取り組もうというところにこの間、説明しに行っていますので、一番の問題は、播種後の1回目の除草剤をどのタイミングで使うかが一番大きく左右されるということらしいですので、その辺の技術的な導入をメーカーさんなりに指導していただく予定であります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君） ありがとうございました。

ちょっと、書面っていうか今回には書いていなかったんですけども、私、岩手ふるさとの野菜部会に入っていて、その中で、いろんな物価高騰に対する支援金が出ているようですけども、冬期の野菜出荷農家に対して、灯油、電気代等の光熱費の助成金とかはないのですかという声を二、三、いただいておりますけれども、そういった考えについてお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 支援しようとするればいっぱいあるわけですし、今回、限られた交付金の中で何が一番必要かということで、やっぱり、この物価高騰で一番大変なのは農業機械の導入だと。それだけでなく、例えば10年前、600万円ぐらいしたコンバインが今だとその倍近くになっているとか、農業機械の導入というのが、やっぱり一番だろうという考えで今回この2つの事業に取り組ませていただくということです。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

2点質問いたします。

10番、11番ですけれども、10番、これは、市水道を使っている方が、5か月に限って幾らかずつ割引になるという考えでよろしいのでしょうかというのが1点です。

次の11番ですけれども、市水道未加入世帯ですが、5,000円と書いていますが、1回に5,000円が直接入金されるというようなことで考えればいいのでしょうか。

その2点をお聞きいたします。

○議長（菅原由和君） 齊藤上下水道部長。

○上下水道部長（齊藤理君） 10番目の水道料金の減免に関してですが、水道料金については基本料金と、使った分に応じて支払ってもらう従量料金があります。

今回で提案させていただいていますのは、基本料金分、一般家庭で言いますと、およそ1,100円から1,155円分を差し引いた額を請求させていただくということになります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 11番の件ですけれども、未加入世帯への支払いですが、こちらは、5,000円を1回でということと考えております。

あらかじめ、申請を出していただいて、口座を教えていただいて、そちらに5,000円を振り込むという形を想定しております。以上です。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 放課後等デイサービスは、障がい者の方に入りますか。それとも、放課後児童クラブではないのですけれども、どこに該当しますでしょうか。今回は、該当しないということでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 障がい者支援の施設の扱いになろうかと思いますが、対象について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 先ほどのコンビニ手数料のところちょっと聞きまして、今回のこのお金は誰に支払うものですか。消費する側が得をするのは分かるんですけれども、これはコンビニに支払うお金でしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） お金は、通常200円をコンビニで支払っていただくものですが、支払っていただくのが10円になるということです。

予算については、J-LISに手数料を117円支払うんですが、そちらに支払うというものです。J-LISとは、コンビニ交付サービスを国の方で全国展開して運営する中で、各市町村に対してこういったコンビニ交付サービスをする際のシステム等を提供している団体でございます。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 聞き方が悪くてすみません。

まず、交付を受けようとする人が190円得するということが分かっています。その190円を市が誰に払うのかといったときに、今、システムの関係で手数料が117円と言いましたけれども、そうした

ら今度はその差額はどうなるのでしょうか。その予算の組み方を説明いただければと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 800万円なにかしの予算要求の根拠でございますが、手数料の差額ということで3万9,236枚掛ける190円ということで756万円、あとはシステム改修ということで98万4,000円ということで、合計843万9,000円という中身になっております。

○議長（菅原由和君） すいません、最終日の本会議案件であることを申し添えさせていただきたいと思います。

千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 先ほどの阿部加代子議員からの質問で放課後等デイサービスは対象かということですが、こちら、通所施設として対象になっておりました。

○議長（菅原由和君） 5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番、佐藤です。ナンバー1、EV等導入支援事業について伺います。

EVバスのデメリットとして、重くて道路を傷めたり、それから、故障も多い、アフターサービスも悪いと言いますし、それから寿命も短いとか、いろいろデメリットがある中で、昨今、ガソリン代も安くなっていますので、事業の目的の中で、エネルギーの高騰が理由とありますけれども、ガソリン代が下がっていますから、ちょっと時代に逆行していませんかというところもあるんですけども、そこをお聞きしたいと思います。

それから、何が一番必要かという観点から、予算配分として適切なのかなっていうのをちょっと伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） EVバス、タクシーの件ですけれども、道路を傷めたり、それから電気自動車は寿命が短いというようなお話でございましたけれども、基本的に今、ガソリン代が安くなっているとはいえ、やはり、従来と比べてどんどん上がってきていて、それがタクシー事業者であり、バス事業者の経営を圧迫しているという事実はそのとおりでございます。

例えば、岩手県交通さんですと、従来のディーゼル、あるいはガソリンといったそのバスを、盛岡地区で今先行して取り組んでおりますけれども、EVバスの方に切り換えて順次、運行を進めているということがございます。

そういった経営的な工夫をしておられる中で、EVバスを導入するにはどうしても充電設備が必要になってくるということで、バス本体だけではなくてそういった部分の設備投資も欲しくなってくるというところなんですけれども、現在、国それから県も、このEVバス、EVタクシーの導入に対しては、積極的な支援を行う施策を打ってきているということで、県も12月の臨時議会の中で、このEVバス、EVタクシーへの支援を既に決めて取り組んでいるということで、ここ8年度も同じ、予算を繰り越してそこをやるという、そういうふうになっておりますので、そうであればやはり、この胆江地区の公共交通、これから持続可能なものにしていくためにも、この、例えば県交通さんであれば胆江営業所、こちらにEVバスの充電設備も導入していただきながら、そういった形で設備投資して、今後もこの地域の路線バスを守っていきたいというところは業者さんの方だと思いますので、一致しておりますので、そういった前提でこの予算を提出させていただこうというものでございます。

また、市内のタクシー事業者さんも、いきなりEVというのは難しいかもしれないけれども、PHVとか、今いろいろガソリンと電気モーターを組み合わせた種類の車種が出てきておりますので、

そういった部分で積極的に考えたいという業者さんがいらっしゃいますので、そういったところにも応えることができるのではないかとこの考え方です。

一般的に普及がまだまだ不十分かもしれませんが、そういった形で徐々に世の中に浸透してきておりますので、その故障といった部分、寿命といった部分についても、メンテナンスをすることで、十分これから公共交通を担っていき、そういうアイテムになるだろうと捉えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） ありがとうございました。

国や県に倣ってということかと思うんですけども、であれば、EVっていうことに特化しないでPHVとかそっちの方に向かってもいいのかなと思うんですけどもそこら辺だけ伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） PHVとか現在バス車両についてはなかなか難しいということなので、バスでありますと完全に電気で走るEVバス、タクシーに関しましてはここはラインナップを少し増やしまして、業者さんの要望等も踏まえまして、ハイブリッドまでOKということで今回は組み立てをしております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいですか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項①は以上とします。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。



② 奥州市ツキノワグマ対策基本方針（案）について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、説明事項の②、奥州市ツキノワグマ対策基本方針（案）について、説明いただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 令和7年度、クマの出没多発を受けまして、昨年11月10日にクマの出没多発警報を発令しまして、クマ対策警戒本部を設置し、警戒など、応急的な対応を行ってきたところでございます。

応急的な対応と並行いたしまして、中長期的な対応の検討を進めてきており、今般、基本方針の案を取りまとめましたので、その内容と今後の進め方について説明を申し上げたいと思います。

それでは担当課長から説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 生活環境課の及川でございます。

私の方で総括的にご説明したいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは資料の1ページ目をご覧ください。

今回ご提案しますのは、奥州市ツキノワグマ対策基本方針、現段階では案でございます。

この方針の位置付けですが、ただいま部長から申し述べましたとおり、クマ対策については従来からやってきたわけですが、今年度については、非常事態と言われるほど出没が急増したということで、特に10月以降、応急処置的な対応、順次体制を整えながら行ってきたところでございます。

今後、応急的な対策から、中長期的に腰を据えた対応に切り換えていくためには、やはり骨格となる基本方針が必要だろうということで、全庁で対策を検討していくためにも、クマ対策を推進する指針、目標となるものを示したいというのが、この方針の位置付けでございます。

なお、下の2、基本方針の箱囲みの中に、右の方に主な対策（例）という欄がございますけれども、この左側に掲げた方針の5本柱に基づいて考えられる具体的な対策の例でございますが、こちらにつきましては、基本方針策定後に、中長期的な財源検討も含めて、実効性を確保していくものが大半でございますので、この主な対策の部分につきましては、今後、毎年度見直ししながら推進していくものということでご覧いただきたいと思っております。

それでは、2の基本方針の内容のご説明をいたします。

方針は、5本柱ということで、こちらは基本的には県の基本方針を参考にしております。

1つ目、クマ個体数管理対応への協力とゾーニング管理の実施ということで、クマ個体数管理対応への協力ということで少し意味が分かりにくい表現になっておりますけれども、こちらは、内容及び考え方の(1)に記載してあるとおり、クマ個体数管理につきましては、野生鳥獣の管理に関して、県が個体数の管理等の計画を定めることになっておりますので、市としましては、国、県が中心となって行う個体数の調査、それからそれに基づく管理計画によりまして、そちらに協力していくという意味での表現でございます。いずれにしても捕獲等につきましては市町村の役割でございますので、今後とも関係団体等と連携しまして、積極的に取り組んでまいりたいという考えでございます。

それから、(2)としまして、専門家の知見を活用し、ということで、これまでクマが出没すれば、それに対応するという対症療法的な取組、対応だったわけですがけれども、今後は、人とクマの空間的なすみ分け、いわゆるゾーニング、こちらを図りながら、クマが本来すべき山林、それから人が住んでいる生活空間、こういったところをしっかりと管理しながら、対応してまいりたいという考え方でございます。

この1つ目の柱に基づく主な対策例が、右の方に黒ボツで3つほど掲げておりますので、こちらは後程ご覧いただきたいと思っております。

2つ目の柱としまして、人の生活圏への出沒防止対策の実施でございます。

1つ目、(1)としまして、過去の出沒事例を分析したところ、特に柿、栗といった果樹の取り残しに対し、餌としてクマが寄ってくるという例が多数確認されております。その分析結果に基づきまして、市としてはその誘因物となる原因を除去してまいりたいということでございます。

(2)としましては、とは申しませんが、農作物等で農家の方からすれば原因物は撤去できないということでございますので、電気柵等の物理的なクマの行動阻害設備、ICT機器などを活用した監視設備等の設置に今後とも取り組んでまいりたいというのが2つ目でございます。

(3)としましては、児童生徒に対しては、特に通学におきまして、道路を通りますので、クマ鈴など、遭遇防止への効果があるとされている対策を今後教育委員会と連携して進めてまいりたいという考え方でございます。

2ページ目の方にまいります。

3つ目の柱としまして、出沒時の緊急対策の準備と実施でございます。

(1)として、これは市役所の庁内体制、警戒の体制の強化ということでございます。

各施設へのクマよけスプレーの配置。それから出沒対応訓練。各部等における対応マニュアルの策定という他に、警戒本部での人員体制の不足等も、議会等から指摘を受けておりましたので、こ

ういった部分も含めて、市役所の庁内体制をさらに強化してまいりたいという考え方でございます。

(2)としましては、捕獲の部分でございます。

これまでもご質問いただいておりますが緊急銃猟につきましては、準備体制がほぼ整っておりますので、いざ実施しなければならないという状況があれば実施できる準備はできております。

問題個体、これはいわゆる市街地に侵入してくるクマという意味でございますが、問題個体に対するマニュアル整備や、訓練の実施、それから備品等をしっかり整えて、捕獲体制を強化してまいりたいという考え方でございます。

それから、(3)につきましては、さらに中長期的な取組となると想定しておりますけれども、ICT機器を活用した捕獲を可能とする、人的、物的体制の整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目、クマに関する情報力の強化でございます。

(1)としまして、市民等からの情報収集や、逆に市民への効率的な情報発信の体制をさらに強化してまいりたいと考えております。こちらについては、既にできることから取り組んでおりまして、例えばこれまで、一過性の出没情報の提供であったわけですが、地域ごとに、出没情報を整理してホームページに掲載するというようなことを既に始めておりますし、それからあと地図上に出没地点を落とした形の地図を、これは随時というわけにはまいりませんが、定期的に更新しながら、掲載していくというところも今準備を進めているところでございます。

(2)としましては、先ほどの3つ目の柱と重なるところもございしますが、いずれドローンやICT機器を活用した、問題個体に対する対応の能力を上げてまいりたいということでございます。

5つ目の柱でございます。

人材育成と普及啓発ということで、(1)としまして、捕獲に当たっていただく狩猟者の方の確保、育成。猟友会の方々を想定しておりますけれども、中長期的には、高齢化などの課題を抱えておりますので、今後はガバメントハンター等の採用も、併せて検討してまいりたいという考え方でございます。

(2)としまして、こちらは庁内の体制を強化するに当たりまして、市職員に対するクマの対応のノウハウをしっかりと広げていく必要があるだろうということで、これまで担当部署に限られておりましたノウハウ等を全庁に広げてまいりたいという考え方によるものです。

それから、(3)としまして、市民に対するクマ対策の啓発ということで、やはり様々な方からご指摘いただいておりますけれども、市民がクマにどのように対応していったらいいかわからないと、対処していったらいいかわからないという声が多くの方から寄せられております。

クマは人そのものを襲うために、出沒しているわけではございませんので、しっかりと知識を得れば必要以上におそれるものではないと考えておりますので、その基本的な知識というのを市民にご理解いただくために、マニュアル等の作成、それから広報、チラシ、可能であればセミナー等も開催して、しっかりと市民の皆様へ、クマに対する知識を付けていただきたいとの考えによるものでございます。

以上の5本柱と考え方にに基づき進めてまいりたいというものでございます。

最後に今後のスケジュールでございます。

本日の全員協議会での説明及びご意見を承りました後に、来週でございますが、市政運営会議でも庁内各部への意見聴取を行いまして、その後、今月中に決裁を受け、策定してまいりたいと考えております。

なお、策定後はこの基本方針に基づいて、この主な対策の例に掲げてあるような取組について関係各部に具体化、事業化の検討を依頼し、それを今年4月までに、具体的な対策として取りまとめてまいりたいと考えております。

そちらをこの基本方針に基づく行動計画と位置付けて、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたらご発言お願いいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

直接市民環境部、農林部への意見ではないんですけども、政策企画部長が同席していらっしゃるからお話しするんですが、クマの出没に関わっての市民生活への影響っていうことでは、実は先ほど提案の補助金の関係で私が発言したのはまさにこれだったんですけども、クマの出没で不要不急の外出を控えましょうっていうことになって、夜の商売のお店、特に小さいお店が軒並み秋から冬にかけて、もう、物価高騰とクマでお客さんが来ないっていうので相当お店を閉められたっていうことがあったので、さっき賃金アップとか、施設・設備投資までいかなくても補助金がないのかって質問したのはそういう意図があったんですけども。ですので、今回のこの市民環境部と農林部の提案には何も異論はないんですけども、いわゆるクマ出没によってのそういう方々の市民生活への影響があるということもちょっと頭に入れておいて、今後何かのときには思い出していただけたらいいなっていうことでちょっと発言させていただきました。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） ご意見、ご指摘ありがとうございます。

先ほどの商工観光部長がお話しましたとおり、これいろんなバランスを考慮して組み立てた物価高騰対策というのはお分かりいただけるのかなと思います。その中で商工団体ともかなり突っ込んだ話をしてくれておまして、何が優先事項かということで組み立てたのがこの前段で説明した対策ということでございますので、そういった意見、お話いただければ私も耳にしたことありますので、非常にそこは大変な状況だなという思いをいたしますけれども、今のご意見として、この場では承らせていただきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 27番、今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 27番、今野です。

市としてはこういうことでいいんだと思っておりますけれども、問題は国と県との関係で、河川をどうするのかとか、そういうのって多分これに入っていないんだと思うんですけども、今後どういうふうになっていくのかなって心配なんですけれども、いずれ今のままで駄目なんじゃないかなと思うんですけども、もし今、検討俎上にあるものがありましたらお知らせください。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 12月以降に県南広域振興局の河川の管理課長さんとお話しまして、今後県ではどのように進められますかというようなお話を伺っているところです。

令和7年度につきましては、残念ながら、既に事業が決まっているということで、新たな取組はないということでしたけれども、ただ、例えば、令和7年度は江刺の伊手川の河道掘削工事に合わせて、堤防の内側、河川敷の部分の樹木もすべて綺麗に伐採しているということで、今後はクマを視点に入れた考え方も取り入れながら、場所選定を行っていきたいというようなお考えを聞いてお

ります。

今後ともその辺、市民の皆さんの目線等も伺いながら進めたいとは聞いておりますので、我々としては、そういったパイプを大事にしながら、県、特に県管理河川の部分がかなり市内の河川では長大な流域面積がありますので、県の方に引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

それからあと、北上川の方ですが、やはり北上川もかなり広大な面積がございますので、なかなか一気に伐採するというところまでは難しいとは聞いております。

ただ、いずれ、今後少しずつだけれども、予算を付けながら進めていくという考え方は聞いておりますので、いずれ国の方にも随時、市の方からも意見を上げながら、進めてまいりたいということは、今後の行動計画の中でも盛り込んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 24番、菅原明議員。

○24番（菅原明君） 24番、菅原です。1点お聞きします。

5の人材育成と普及啓発の中の(1)に、狩猟者の確保と育成ということで、特にガバメントハンターを含むとなっておりますけれども、このガバメントハンターの確保と申しますか、これについてはどのようにお考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 今議会でもこのようなお話がありまして、私どもは緊急銃猟につきましては、両猟友会が前向きに協力していただけるということを確認しておりますので、まず猟友会さんにこちらの方は頼むと。それから、猟友会さんの今後の意向を確認しながら、ガバメントハンターの採用については検討をしていきたいと考えております。

やはり、ガバメントハンターの育成も、5年なり、時間がかかるということでしたので、そちらの方も勘案しながら、猟友会と協議をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 菅原明議員。

○24番（菅原明君） よろしくお願ひしたいと思いますけれども、いずれクマを撃って仕留めるというような、そういうガバメントハンターのような方々を育成するには、1年2年とかじゃなくやっぱりライフルで仕留めるくらいのやっぱり狩猟免許のある方がいなければなかなかできないということを聞いておりますので、時間がかかるかもしれませんけれども、やっぱりこのクマの出没は長く続くと思いますので、これはやっぱり力を入れて、奥州市広いですので、各総合支所にやっぱり何かあったときには、1人ぐらいすぐ出動できるというような形になるくらいまで、育成してほしいなと思っておりますので、その件についてお伺ひして終わります。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） ありがとうございます。

今、当市の方では、狩猟の免許取得ということで、補助を協議会の方で出しておりまして、昨年は新たに7名の方が、免許を取得して猟友会の方に加入をされたということですので、今そちらの猟友会の会員増、若手の増ということに取り組んでおります。

ただ、猟友会さんの年齢のこともありますので、先ほど言ったように、猟友会さんと今後のことも協議しながら、ガバメントハンターの採用については、検討していきたいなと思っております。

ありがとうございます。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 職員体制のこともございましたので私からも補足させていただきます。

ます。

先ほど申し上げましたように、各総合支所の方ではやはりどうしても人手が足りないといえますか、分かる職員がいないというようなところもございますので、総合支所であっても、一定数のきちんと対応できる職員を育てるといえますか、急いで情報共有、研修等をしながら、強化してまいりたいというところは、しっかり掲げてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

今回の方針案については全く異論はございませんが、今の質疑の中で職員のことが出ました。私一応職員のことです、一方で、これだけの多発によって総合支所中心に、パトロールそして警戒周知ということで、私は担当される職員の疲弊が相当進んだのではないかと感じているところです。

やはり職員の皆さんは通常業務がある中で、確かにクマの業務も通常業務だって言われればそれまでですが、やはりこれだけ毎日のように多発して、今帰ってきたらまただ、というようなことは、実は私も7年間クマの担当をした経験がありまして、当時はこんなにありませんでしたけれども、夜討ち朝駆けなんですよ。朝、出ましたって電話がかかってきて、私も寝起きに電話で起こされて現場に行ったことが多々ありますけれども、やはりその職員に対するメンタルのことも含めて、ケアがやっぱり必要なのかなと思うので、総務部長も今いるので、これは担当部は今言ったとおり、技術を高めきちっと対応するというのは担当課です。一方、職員を守るといえますか、ケアするって言うことと言えば、総務の方で、例えばこの職員だけによらないで、少しお金はかかりますが、職員をサポートするような民間の方々に対して、一定の報酬をお支払いしながらやるとか、撃つのは無理ですけども、何かそういったようなことを考えていかないと職員の皆さん大変かなと思うので、もしこの件について所感があればお伺いしたいなと思って、お聞きをいたします。

○議長（菅原由和君） 千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） それでは私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど説明の中でこちらの基本方針について来週各部に説明をすると説明申し上げました。

その際に、今議員がご心配いただいたような職員の体制についても協議をしたいなと。議員にご指摘いただいたとおり、昨年につきましては基本的には私どもの担当の生活環境課と各支所で中心となって対処したところなんです、やはりあのぐらい多発になると職員が大分疲れ切ったところがありましたので、そこら辺職員の方々の健康を維持するという意味合いからも体制の方は強化していきたいなとは思っておりますので、それは検討した上で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいですね。

それでは特にご質問等ないので、説明事項②は以上といたします。

ここで休憩といたします。

午後2時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### ③ 第二次奥州市DX全体方針の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、説明事項の③、第二次奥州市DX全体方針の策定について、説明をいただきます。

羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 総務部です。よろしくお願いいたします。

令和3年度に策定いたしました現行の奥州市DX全体方針につきまして、計画期間が今年度までとなっているということで、見直し作業をこれまで進めてきたわけですがけれどもこの度、素案がまとまりました。詳細は、行革デジタルデジタル戦略課長からご説明いたします。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） それでは、第二次奥州市DX全体方針の策定について資料1をご覧ください。

趣旨につきましては今部長が申し上げましたとおり、計画期間が令和7年度で終了するというところで今回策定したというものでございます。

方針の全体像でございますが、一番上、基本理念ということで、デジタルでつながる、デジタルで変わる、こちら前方針と変わりございません。

目指す姿ということで、「誰もが時間や場所にとらわれず、暮らしに合ったサービスを利用できるまちへ」、こちらのほうを新しく設定させていただいております。

その下、施策の方向性ということで、地域社会のDX、行政DX、市民向け、職員向け、デジタル社会の基盤づくり、こちらのほうも今までどおりということでございます。

行動指針ということで、こちら職員の共通思考ということで新たに設定させていただいております。住民の今を起点に考える、自分ごととして考える、データと事実で進める、小さく試し、進化させる、情報を守るということでございます。

右が主な変更点、1つ目としまして、前方針の推進によりまして、当市の目指す姿が明確化されてきたことから、計画期間の先の2030年に到達すべき理想の地域像を盛り込んだということ。2つ目としまして、2030年の目指す姿を実現するため、計画期間中の主な施策として、通知・周知・情報提供、問合せ・相談、市民窓口の取組内容を具体化したこと。3つ目としまして、推進体制としてデジタル推進本部員に、これまで係長級職員を指名してございましたが部長級職員とすること。4つ目としまして、DX推進に係る施策は27件、取組数は70件に増加しておりまして、確認しやすいよう別冊として整理するなど、見やすい構成としてございます。

策定までの経過でございますが、デジタル推進本部会議の協議5回、庁内の取組状況確認2回となっております。

今後の予定としまして、2月10日の臨時庁議で最終決定、2月17日の記者会見での発表という流れになってございます。

資料2つ目をご覧ください。

第二次奥州市DX全体方針案の概要についてでございます。

2ページ目でございますが、目次からとってございます。策定の背景、位置付け、期間を序盤に配置しまして、次に市の取組について具体化して記載してございます。前方針では施策、取組一覧も含めまして記載してございましたが、取組数が増えることで細かい表示が見にくくなっていたこともございましたので、別冊として整理してございます。また、用語解説についても、巻末に掲載することで本文中の構成をシンプルにしてございます。

3ページ目でございますが、策定の背景についてでございます。人口減によりまして職員も減る見込みであること、それでも市民サービスは維持しなければならないことから事務効率化が必要なこと、本方針で市のDX推進の方向性や施策を提示していくことを記載してございます。

4 ページ目は位置付けを記載してございますが、本方針が市総合計画・市総合戦略、デジタル人材育成方針、その他の国の政策や動向を踏まえつつ推進していく内容となっております。

5 ページは期間と見直しについてということで、前計画と同じ5年の計画期間とすること、適宜見直しを行うこととしてございます。前計画もほぼ1年ごとに改定を重ねてございました。DXの分野は流れが早いため、良いものは取り入れるなど随時見直しを図るとしてございます。

6 ページは取組の全体像を記載しておりますが、先ほどの説明と同じですので割愛させていただきます。

7 ページでございますが、目指す姿のイメージ図でございます。住民を真ん中に行政サービス、医療・福祉、教育、産業、生活基盤、防災がデジタルでつながるイメージでございます。秘密道具のようにデジタルを使いこなして、一人一人がそれぞれに合った便利さが届くようにしていくというものでございます。

8 ページでございますが、具体的な成果を分かりやすく表現してございます。行政サービスについてはいつでもどこでも手続きができる、医療・福祉ではどこでも医療・福祉が受けられる、教育では一人一人に合った学習や連絡ができる、産業では農作業の負担軽減と街のにぎわいに貢献など、具体的な目指す姿を表してございます。

9 ページの施策の方向性でございますが、地域社会のDX推進、行政のDX推進、デジタル社会の基盤づくりの3つの方向性を示してございます。これは前方針と同じということでございます。

10 ページ目からは主な施策となります。今後の取組のうち目指す姿を実現するために特に重点的に取り組む施策を載せてございます。10ページの通知、周知、情報提供についてです。市のホームページやぼちっと奥州を使っておりますが、より分かりやすく見やすい工夫を重ねていくこととしてございます。現在も様々な媒体がございますが、媒体がありすぎて伝わらないというところもありますので、住民に伝わりやすい方法を見直して、整理していくこととしてございます。

11 ページは問合せ、相談でございます。前ページの分かりやすい周知に努めた上で、問合せがある場合に電話を自動アナウンスでつなぐ先を設定する、または詳しい説明はショートメッセージサービス、SMSで送信して案内するなど、住民の利便性を確保しながら職員の電話対応に対する時間を減らしまして、主業務に集中して取り組める環境づくりを進めることを目指しております。

12から13ページでございますが、市民窓口についてです。通知の工夫や問合せ対応のDXを進めましても、市役所窓口で対応する業務は残るところで高齢者、障がい者などの窓口で手続きが必要な方がおりますので、オンラインが難しいから手続きができないのではなく、窓口に来てもお待たせしない仕組みを作ることを目指します。また、オンラインで手続きできる住民にはオンライン申請ができる仕組みを整えまして、全手続きの75%がオンラインで手続き完了できることを目指してまいります。

14 ページは施策一覧でございます。目指す姿の実現に向けまして、地域社会のDX、行政DX、デジタル社会の基盤づくりの3つの分野を27の施策に分けてございます。

15 ページに推進体制について記載してございます。推進体制につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在の本部員が係長級となっておりますが、部長級職員とすることとしてございます。5年前のデジタル化関連業務は若い年代でということで係長級ということで進めましたが、DXの取組も全庁的な取組となっておりますので、担当部の取組が見えるよう部長級職員を本部員とすることとしてございます。

16 ページはデジタル人材育成方針と関連しまして、行動指針を示してございます。

以上が第二次奥州市DX全体方針の本文となっております。取組につきましては18ページ以降、別冊ということでまとめてございます。

19ページは前計画期間の令和3年度から実現した主な取組を記載してございます。

20ページにはオンライン申請を進めるロードマップ、21ページの目標と実績につきましては、年度ごとにサービス開始する取組数を目標とするということで設定してございます。

23ページ以降は、過去にサービスを開始した取組を含めまして取組一覧を記載してございます。別冊につきましては、新たな取組が出てきた際には随時追加していくということになっています。

説明は以上となります。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

12番、高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） 12番、高橋晋です。

23ページの取組と工程。これは今後のことを書いていると思いますけれども、高齢者施策の中で一人暮らしの方のサポートが一応、見守り電球の導入というところで定着・終了っていう状態になっていますけれども、これはまだまだデジタルを活用して一人暮らしの老人の繋がるっていうことができると思うんですけれども、そこら辺もうちょっと追加していただければいいかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 遠藤行革デジタル戦略課課長補佐。

○行革デジタル戦略課課長補佐（遠藤聖士君） 高齢者施策の独居老人の高齢者見守り電球の導入についてですけれども、この事業につきましては令和5年度に高齢者の方が電気のスイッチオン・オフを一定期間されない場合に関係者にメールがいくような作りとなっております。ある程度高齢者の世帯に導入したものはあるんですけれども、この事業を実施する業者さんが少なくなってきたりとかということで、定着・終了ということで今使っている方にはそのまま使っていただいているんですけれども、そういったような流れになっておりますので、何らかの高齢者見守りのサービスが出てきた場合には再度検討するというところで進めております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） ありがとうございます。もう既に出ていると思いますので、どんどん研究していただいて、導入の方向で進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） いろいろ研究してということでございました。新たな技術等もいろいろ出てまいりますので、先進的な取組、良い物がございましたら取り入れてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかよろしいですね。

それでは、ご質問等ないようですので、説明事項③は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。



#### ④ 岩手県人事委員会勧告に伴う通勤手当及び初任給調整手当の改定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項の④、岩手県人事委員会勧告に伴う通勤手当及び初任給調整手当の改定について、説明をいただきます。

羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 総務部でございます。よろしくお願いいたします。

本市の給与制度につきましては、岩手県人事委員会の勧告内容を踏まえて決定された岩手県の制度に準じた運用を行っているところです。

令和7年度分は、既に前回定例会で給料表と、それから期末、勤勉手当の改定について議決をいただきました。

今回は県の対応が未定となっております、通勤手当、初任給調整手当の部分について、その改定内容が示されましたので、労使交渉実施し、合意が得られましたので、今議会において、関係条例の改正と関係予算の補正の追加提案させていただくものであります。

詳細は、総務課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） 私の方から今般の改正内容について、資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

1番の趣旨につきましては、ただいま部長がご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

2番の県人事委員会の勧告内容及び当市の対応方針をご覧いただきたいと思います。

県では、これまでに通勤手当に関連しましては、(1)から(5)までの改定を済ませてございます。

それぞれの適用日については、記載のとおりでございます。

今般、市でもこの5つの項目について、県と同じ内容でもって改定し、市適用日に記載のとおり年月日から適用したいと考えているところでございます。

なお、表の下の方に書いてございますけれども、通勤手当の駐車場利用に対する通勤手当の新設の部分につきましては、ちょっとまだ詳細が見えてない、今後、県の通勤手当規則等におきまして、具体の運用が規定されることとなっております。

その中身を確認した上で、具体の制度設計をしてみたいと思いますので、その適用年月日は、10月1日を想定しているといったような状況でございます。

なお、今の駐車場手当の部分については、県と同額、月額5,000円を想定しているところでございます。

続きまして3番の通勤手当の方に移っていただきます。

ここでは、通勤手当の改定に係る関係条例の改正及び関係予算補正に係る内容についてお示ししてございます。

アの改正する条例につきましては、奥州市一般職の職員の給与に関する条例。

イの対象範囲は、特別職、正職員及び会計年度任用職員。

ウの改正内容は、支給限度額を月額15万円に引き上げるものでございます。

エに移っていただきますけれども、参考でお示ししておりますが、先ほど、(1)から(5)とお示しました部分で、自動車の使用距離区分ごとの支給額の引上げ、自動車の使用距離区分の新設、オートバイの使用距離区分の新設につきましては、規則で定めることとなります。

それぞれの改正内容については、次のページをお開きいただきたいんですけども、そちらに提示してございますので後程ご確認いただきたいと思います。

青いところが今回改正する中身になっていまして、自動車等々につきましては、片道16km以上の

通勤距離がある方については若干ですが通勤手当の月額が上がるといったようなところで、あとは、片道70km以上から片道100km以上の区分を新設して、長距離の通勤の方が増えてきていますので、そこに対応できるかなと思ってございます。

それでは1ページのほうに戻っていただきます。

(2)番の改正に伴う所要額についてでございます。

これらの改定に伴う所要額としましては、対象職員全体で合計358万円ほどの増額を見込んでございます。

また、駐車場利用手当の部分については、まだ含めてございませんので、そこら辺は、詳細が決まりましたらば、またご提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして4番の初任給調整手当になります。

こちらにつきましては、支給対象職種が医師の方々になりますので、県の条例は、県の医療局の給与制度に準じた改定といった形になります。

奥州市の場合は、奥州市一般職の職員の給与に関する条例に含めて運用してございますので、今回の改正につきましてもこの条例の改正になります。

ウの改正内容といたしましては、支給限度額を月額28万5,000円に引き上げるといったところで、所要額といたしましては、91万5,000円ほどの増額を見込んでいるところでございます。

説明は以上となります。

○議長（菅原由和君） ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、ご質問等ないようですので、説明事項④は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。



#### ⑤ 第4期奥州市地域福祉計画（素案）について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項の⑤、第4期奥州市地域福祉計画（素案）について、説明いただきます。

千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 福祉部でございます。それでは私の方から概要をまず説明をいたします。

第4期の奥州市地域福祉計画の素案がまとまりましたので、その概要についてご説明をするものでございます。こちらの計画、第3期の計画が本年度までの計画期間ということですので、来年度から5か年の計画について策定をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） それでは資料に基づきまして、第4期奥州市地域福祉計画について、ご説明いたします。

1つ目地域福祉計画とはということでございます。

本計画は、奥州市総合計画を上位計画としまして、本市における地域福祉施策の展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念、それから基本方針を定めたものでございます。

計画の期間でございますが、第4期の計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間といたします。中間に当たります令和10年度に中間見直しを行うという予定でございます。

計画策定の基本的な考え方でございますが、本計画策定では少子高齢化や住民の孤立問題などが

深刻化しており福祉に対するニーズも多様化、複合化している背景を受けまして、これらを包括的に支援する体制の確立や、地域住民との連携協力などを狙いとした見直しを進めました。

また、国から示された市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図るとともに、全市的にアンケートを実施することによって、広く市民の意見を取り入れた計画を策定しております。

右の図ですけれども、今ご説明したとおり市総合計画がありまして、その下に地域福祉計画があるというような図になっております。

続きまして4、計画策定における体制でございます。

広く市民や各分野からの意見、提言を求めめるために計画の進捗状況について評価を行うため、奥州市地域福祉推進市民会議の委員さんを奥州市地域福祉計画策定委員の委員さんに委嘱して、検討を進めておりました。

5、計画の基本理念と基本方針でございます。

基本理念につきましては、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」、基本方針については、記載のとおり3つの基本方針を定めております。

主な見直し箇所でございます。

国策定のガイドラインに示された事項のうちの不足する部分について、新たに施策の基本方向として追加するとともに、目指すべき方向をイメージしやすくするため、数値化した活動指標を目標に明記しております。包括的な支援体制による事業の重層的支援体制を推進に盛り込んだところでございます。

新たに加筆した基本方向ということで、虐待やいじめに対応する視点、それから再犯防止の推進、それから自殺対策の推進を加筆しております。それから包括的な支援体制による事業の推進ということで、重層的支援体制ということで盛り込んでおります。

7のアンケートの実施状況ということでございますけれども、対象18歳以上の市民3,000人を対象といたしましてアンケートを実施しております。昨年7月1日から8月1日の1か月間。回収につきましては1,208件、回収率40.3%となっております。

アンケートの主な回答でございます。回答者の1,208人についての内訳でございますが、ご覧のとおり、性別、年代、地域についてパーセントで示しております。

主な設問と回答内容でございますが、設問についてはお住まいの地区の暮らしやすさ、それから困りごとの相談先、誰もが安心して暮らせる地域であるために必要な取組、市が福祉分野で力を入れるべき取組というような内容でアンケートを取りました。

それから今後のスケジュールになりますけれども、まず、今年度4月1日から取組を始めておりまして、1月27日から2月いっぱいまでパブリックコメントを今募集しているところでございます。3月下旬になりましたら第3回の奥州市地域福祉計画策定委員会を開催しまして、第4期の最終案をお示しして、3月下旬に計画の公表というスケジュール感でおります。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あれば、ご発言お願いいたします。

5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番、佐藤ですけれども、ちょっと見つけられなかったんですけれども、例えばですけど、KPIとかってというような形で、何か評価指標とかを作られるのかなってところを伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） この地域福祉計画につきましては理念計画ということになっておりまして、細かい、活動の計画というようなものは、社会福祉協議会が策定します地域福祉活動計画の方で細かい活動の内容について策定されますので、そちらの方で指標等については示されることになります。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいですか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項⑤は、以上といたします。



### ⑥ 第3期奥州市障がい者計画（素案）について

○議長（菅原由和君） 説明者、変わりございませんのでこのまま続けます。

続きまして説明事項の⑥、第3期奥州市障がい者計画（素案）について、説明いただきます。  
千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 引き続き、福祉部からご説明申し上げます。

第3期奥州市障がい者計画の素案についてです。

こちらについても、今年度、最終年度となります第2期の計画の後の部分ということで、来年度から7か年の計画ということで、策定をしようとするものです。

概要については、担当課長からご説明いたします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） それでは第3期の奥州市障がい者計画についてご説明いたします。

1の概要になります。

現在の2期計画が令和7年度、本年度をもって終了することから、新たに次期計画を策定するということです。

昨今の障がい者福祉を取り巻く状況は年々複雑化、多様化しており、8050問題やいわゆる親なき後の支援体制構築などが顕在化しており、障がい者の地域生活に必要な福祉サービスの充実や就労機会の拡大など地域格差の解消が課題となっているところです。

本計画の基本目標である障がいのある方の自立を支援し、地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、また、本市障がい者施策の一層の推進を図るため、現行計画の成果と課題、障がい者の状況、国や県の障がい者施策等を踏まえて次期計画を策定するものです。

計画の構成図、イメージとしてはこのような図で障がい者計画がありまして、こちらも理念計画のような形になりますので、障がい福祉計画、それから障がい児福祉計画でサービスの内容等について、見込み量を定めた計画を示すこととなります。

2、計画の期間ですが、本計画はこれまで8年を周期として策定しておりましたが、奥州市障がい福祉計画、奥州市障がい児福祉計画は、3年の周期で策定したことから、それぞれの計画期間にそごが生じておりました。

次期奥州市障がい者計画では、計画期間を令和8年度から14年度までの7か年として、令和15年度に3つの計画の始期をそろえるように配慮しております。

右の図が今の説明ですけれども、令和15年度、障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の始期をそろえるということの説明です。

3の策定に係る体制及び意見等の把握です。

計画策定に当たりましては、障がい福祉の関係機関等からの推薦により、奥州市障がい者計画策定委員会委員20名を委嘱して計画の検討を行っております。

福祉サービス事業所及び利用者にアンケートを実施しており、回答数としては事業所から12件、利用者から296名の回答を得ております。

主な見直し箇所です。

1点目ですが、合理的配慮の実施ということで、障がい者に対する差別の解消が必要ということで、障害者差別解消法改正により、合理的配慮が令和6年4月1日から義務化されていることから、これを広く周知する必要があるということで、見直しでは、「合理的配慮の実施」と「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」について周知をいたします。

2つ目の合理的配慮の実施になりますが、聴覚障がい者の手話の使用が理解されないことがあるため、手話を必要とする人が手話による意思表示や情報の取得を行いやすい環境を整備することで、岩手県手話言語条例、こちらについて盛り込みまして周知を図ることで考えております。

3つ目です。就労選択支援事業所の利用推進ということで、障がいのある方が就労するとき、自分に合った選択がしづらい状況があるため、障がいのある方が自分自身の働き方について深く考え、納得のいく選択ができるよう支援するというところで、令和7年10月1日に施行されております就労選択支援事業制度の周知と活用ということで盛り込んでおります。

4つ目です。地域生活支援拠点等の充実ということで、親なき後の地域生活を不安視する声が多くあるため、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の構築が必要ということで、地域生活支援拠点等事業の登録事業所の拡大、体制強化及び事業所間の連携を推進するとともに、多岐にわたる課題の解決策を見出すための検討を進めるということで、計画に盛り込んでおります。

計画策定スケジュールということで、こちらも4月から取組を進めております。

1月下旬からパブリックコメントを既に実施しているところです。

3月17日に第3回障害者計画策定委員会を開きまして計画の最終案についてお示しして、3月下旬に計画策定。

あとは3月下旬に、この障がい者計画については障害者基本法によりまして議会に報告するというところでうたわれておりますので、議会に報告させていただいて、あとは3月下旬の計画の公表というスケジュール感でおります。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あれば、お受けいたします。

ございませんか。

それでは、ご質問等ないようですので、説明事項⑥は以上といたします。

これで3の協議を終わりたいと思います。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
4 その他 （以下略）